

協議第2号

各種事務事業の取扱い（税関係）

各種事務事業の取扱い（税関係）について提案する。

平成16年2月27日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

協議項目	26 - 2 - 11 各種事務事業の取扱い（税関係）
合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、補助金等については助成しないものとする。	

協 議 調 書  
( 総 括 表 )

協議項目	26-2-11	各種事務事業の取扱い(税関係)	所 管	行財政専門部会
調整の内容	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、補助金等については助成しないものとする。			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 関係団体(協議会等)	新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。
2. 手数料等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
3. 補助金等	3市村において、それぞれ廃止する方向で検討していることから、新市においては助成しないものとする。
4. その他税務事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

( 個 表 )

1. 関係団体(協議会等)(第9回現況調書23ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	北海道都市税務協議会 財団法人 資産評価システム研究センター	財団法人 資産評価システム研究センター	財団法人 資産評価システム研究センター	新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。

2. 手数料等(第9回現況調書30、49ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
証明等手数料 (市・村民税 関係)	・営業に関する証明 450円/1件	・営業及び職業に関する証明 500円/1件	・営業に関する証明 350円/個人1件 500円/法人1件	3市村においてほとんど差がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
	・自動車の臨時運行の許可 750円/1件	該当なし	・自動車の臨時運行の許可 750円/1件	
	・所得に関する証明 350円/1件	・その他の証明 350円/1件	・所得及び課税に関する証明 350円/1件	
(固定資産 税関係)	・住宅用家屋証明申請の審査 1,300円/1件		・住宅用家屋の証明申請 350円/1件	
	・土地、建物その他資産に関する証明 350円/1筆、1棟、1件	・土地及び建物に関する証明 (1) 現地調査を要しないもの 300円/1筆又は1棟 300円/1筆又は1棟増すごとに (2) 現地調査を要するもの 700円/1筆又は1棟 300円/1筆又は1棟増すごとに ・資産に関する証明 350円/1件	・土地、家屋の評価に関する証明 350円/1筆又は1棟 ・その他資産に関する証明 350円/1件	
	・租税又は公課に関する証明 350円/1件	・諸公課及び税外収入に関する証明 500円/1種目1件	・納税に関する証明 350円/1件 ・その他租税・公課に関する証明 350円/1件	
	・土地台帳又は家屋台帳の複写 350円/1件	・各種図面等のコピー(A3版以下) 350円/1件	該当なし	
	・土地台帳又は家屋台帳の閲覧 250円/1件 ・固定資産課税台帳の閲覧 250円/1件	・公簿、公文書、図面その他村保管書類の閲覧 350円/1件	・公簿及び図面の閲覧 250円/1件	
(その他)	・その他の証明 350円/1件	・その他の証明(再掲) 350円/1件	・その他の証明 350円/1件	

3. 補助金等 (第9回現況調書22、23ページ参照)

区分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体的取扱い
納税貯蓄組合補助金	石狩市納税貯蓄組合補助金 (内容)納税思想の普及や自主納税体制の確立を推進している石狩市納税貯蓄組合連合会に対し補助する。 (平成15年度をもって補助の廃止を予定)	厚田村納税貯蓄組合連合会補助金 (内容)納税意識の向上を図り、村税完納を促進するため厚田村納税貯蓄組合連合会に対し補助する。 (平成16年度をもって補助の廃止を検討中) 納税貯蓄組合交付金 (内容)次の2つの内容について厚田村納税貯蓄組合に対し補助する。 組合運営のための事務費 ～ 組合員数に応じて 納税成績による奨励金 ～ 組合がその年に取り扱った税額に応じて (平成16年度をもって補助の廃止を検討中)	浜益村納税貯蓄組合等補助金 (内容)村税の納入成績の向上を期するために浜益村納税貯蓄組合連合会に対し補助する。 (平成16年度をもって補助の廃止を検討中) 納税貯蓄組合交付金 (内容)次の2つの内容について浜益村納税貯蓄組合に対し補助する。 組合運営のための事務費 ～ 組合員数に応じて 納税成績による奨励金 ～ 組合がその年に取り扱った税額に応じて (平成16年度をもって補助の廃止を検討中)	3市村において、廃止を予定又は検討している状況を踏まえ、新市として実施する必要性及び一体性確保の観点から、新市においては助成しないものとする。
農業所得協力委員会補助金	農業所得協力委員会補助金 (内容)農作物の作況調査及び資料収集を行い、農業者の申告指導を実施することにより税務事務の負担軽減を行っている委員会に対し運営費の一部を補助する。 (平成16年度をもって補助の廃止を検討中)	該当なし	該当なし	石狩市において、廃止を検討しており、また2村においても実施されていないことから、新市においては助成しないものとする。
たばこ小売組合補助金	該当なし	たばこ小売組合補助金 (内容)村内のたばこ売上の促進と納税意識の向上啓発活動のライター作成費用の一部を補助する。 (平成16年度をもって補助の廃止を検討中)	該当なし	厚田村において、廃止を検討しており、また2市村においても実施されていないことから、新市においては助成しないものとする。
青色申告会連絡協議会補助金	該当なし	青色申告連絡協議会補助金 (内容)会員の申告納税指導を実施している青色申告会(農業・漁業・商業)と法人会の4団体の運営費の一部を補助する。 (平成16年度をもって補助の廃止を検討中)	該当なし	

4. その他税務事務 (第9回現況調書24～49ページ参照)

条例に基づく事務事業であり、3市村の事務内容に差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。